

学校教育推進の重点

学校教育推進の重点

重点目標 1

基礎・基本を定着させ学力の充実・向上を図る

質の高い学力をはぐくむため、授業改善の推進、家庭学習習慣の確立などを通して学習意欲を高めるとともに、基礎・基本を定着させ学力の充実・向上を図る。

また、基礎的・基本的な知識や技能を活用し、自ら課題を解決する力をはぐくむ取組を推進する。

(1) 基礎学力の定着

- 小・中学校での授業改善により基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させる。
- 各種診断テストや調査に基づく客観的な学力把握と分析により、授業改善の視点を明確にする。
- 学校と家庭が連携し児童生徒の学習サイクルの確立に努めるとともに、組織的・計画的にスパイラル学習を進め、学力の定着を図る。

(2) 基礎的な知識や技能を活用する力の育成

- 各教科等で身に付けた基礎的・基本的な知識や技能を活用して思考・判断・表現し、自ら課題解決できる力を養うとともに、読書活動の推進によって言語能力を高める。
- 日頃の学習の発展として教科に関係する各種検定等にチャレンジするなど、活用力を伸ばす取組を推進する。

(3) 学習意欲の向上

- 授業改善を推進し学ぶ意欲を高めるとともに、学習の状況に応じて個別に支援方策を立て学習習慣の定着を図り、一人一人に応じたきめ細かな指導を行う。
- 知的好奇心や探求心をはぐくむ体験活動や出前授業などにより学習意欲を引き出す取組を推進する。
- 小学校において中学校教員の専門性を活かした学習指導を進め、児童の学ぶ意欲を高める。

事業や取組

<()数字は上記項目番号との関連を示す>

<●は複数項目に重複して掲載している取組や事業>

○授業改善の推進(1) (3)

(スーパーバイザーなどの指導を活かしながら学習者の視点に立った授業改善を推進し、学力向上に取り組む：ジョイント・アップ推進事業)

○中1振り返り集中学習「ふりスタ」の推進(1) (3)

(中学1年生で小学校での基礎的・基本的内容を復習するとともに、家庭学習習慣の確立を図り学習意欲を高める)

○学生パワー活用事業(1) (3)

(大学生等を教育ボランティアとして受け入れ、児童生徒への個に応じたきめ細かな学習支援を行い学力の充実・向上を図る)

- 京都式少人数教育の推進(1) (3)
(少人数授業や少人数学級編成により、きめ細かな指導を行い学力の充実・向上を図る)
- 学習習慣確立支援事業(1) (3)
(学習上の深刻な課題をもつ児童生徒や家庭についてアドバイスする専門家「まなび・生活アドバイザー」を配置し、学習習慣や基本的生活習慣の確立のための相談等を進める)
- 学習集団づくりの推進(1) (3)
(子どもが互いに協力して学びあい・高めあう学習集団づくりによって学ぶ意欲を高め学力の向上を図る：ジョイント・アップ推進事業)
- 個別支援プログラムの推進(1) (3)
(学習の状況に応じて個別に支援方策を立てきめ細かな指導を行う：ジョイント・アップ推進事業)
- チャレンジ学習事業(2)
(漢字検定、英語検定、数学検定等にチャレンジし活用力を伸ばす)
- 英検チャレンジ推進事業(2)
(実践的な英語力とコミュニケーション能力を高めるため、英語検定受検を促進する)
- 京都大学と京都府教育委員会との連携事業(3)
(大学と連携し子どもの知的好奇心や探求心をはぐくむ体験事業や出前授業などにより、学習への興味・関心を高め学ぶ意欲を引き出す)
- 調べる学習地域コンクール事業(2)
(図書や資料等を使い自ら探求し課題を解決する発展的課外学習活動を進め、基礎的な知識や技能を活用する力をはぐくむ。全国コンクールにも応募する。)
- 小・中連携加配による小学校での音楽科指導(3)
(小学校高学年を対象とした中学校教員による授業により児童の学ぶ意欲を高める)
- 中学校体験授業、部活動体験、出前授業の推進(3)
(小学生による中学校での授業や部活動の体験、中学校教員による小学校への出前授業によって学ぶ意欲を高める)
- スパイラル学習の推進(1)
(授業開始後5分間の振り返り学習、週単位や学期単位の定着確認テスト、日々の授業と結んだ家庭学習などを進め学力の定着を図る。)
- 家庭学習強化週間の推進
(家庭での自主学習習慣の確立を図る。)

重点目標 2

豊かな人間性や社会性をはぐくむ

生命を尊重し人を思いやる心など、「心の教育」を充実し豊かな人間性や感性をはぐくむ。

また、規範意識やコミュニケーション能力を高め、人や社会とつながり共生できる社会性をはぐくむとともに、将来のまちづくりを担う児童生徒を育成する。

(1) 生命を尊重し人を思いやる心など「心の教育」の充実

- 道徳の時間の指導や豊かな体験活動を充実し、生命を尊重し人を思いやる心など「心の教育」を推進し豊かな人間性をはぐくむ。

(2) 規範意識を高め、自ら考え理解し行動できる力の育成

- 実生活の中での法・規則・ルール等について、自ら考え、理解し、行動できる能力の育成に努める。
- 学校と家庭が連携し、情報に関するルールやマナーの「情報モラル教育」を徹底する。

(3) コミュニケーション能力を高め、人と共生できる力の育成

- 集団的活動・ボランティア活動・世代間交流等を通して、コミュニケーション能力を高め、好ましい友人関係をつくるとともに、社会とのつながりを広げ人と共生できる力を養う。

(4) 豊かな感性や情緒の育成

- 一流の文化芸術団体による優れた舞台芸術を鑑賞し、芸術家との出会いによって豊かな感性や情緒をはぐくむ。

(5) 地域の教育力を活かし、地域社会と協働して実践する「まちづくり教育」の推進

- まちの自然・歴史・人材等地域の教育力を活かし、将来のまちづくりの主人公の育成を目指す「まちづくり教育」を推進する。

事業や取組

●学習集団づくりの推進(2)

(子どもが互いに協力して学びあい・高めあう学習集団づくりによって、人と共生できる力を高める：ジョイント・アップ推進事業)

○地域学習や体験学習の推進(2) (4)

(豊かな緑と清流を守る協議会、ゲンジボタルを守る会、ボランティアガイド等地域住民の協力による体験活動を推進し、身近な人との交流や出会いの場をつくるとともに、社会科副読本等を活用した地域学習を充実させ、郷土への愛着心をはぐくむ)

○集団的活動・社会体験活動・ボランティア活動等体験活動の充実(1) (2)

(様々な体験活動を通して思いやりの心をはぐくみ、コミュニケーション能力を高め人や社会とつながり共生する力をはぐくむ)

○道徳の時間の充実(1)

(「京の子ども 明日へのとびら」や「心のノート」等の教材の活用によって道徳の時間を充実し「心の教育」を推進する)

○文化芸術体験・鑑賞に係る事業(3)

(一流の文化芸術団体による優れた舞台芸術を鑑賞し豊かな感性や情緒をはぐくむ)

重点目標 3

いじめの防止等のために積極的な指導を進める

井手町及び学校のいじめ防止基本方針に基づき、いじめの早期発見・早期対応に努め、教育委員会と連携した指導のもと、いじめの防止と解決に向けた取組を積極的に進める。

(1) いじめを許さない日頃の指導と、早期発見・早期対応に努める

- 学校教育活動全体を通じ、人権尊重を基盤とした指導を充実させるとともに、児童生徒の豊かな情操や社会性、人を思いやる心などをはぐくみ、いじめを許さない学校づくりを進める。
- いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであるという危機意識をもって、子どもの変化を察知する鋭敏な人権感覚を磨き、学校・家庭・地域社会の連携の下、早期発見・早期対応に努める。
- いじめの相談窓口の設置や定期的ないじめ調査を実施する。

(2) 人権尊重の視点に立ち、内面深く迫る粘り強い指導を進める

- 児童生徒に「いじめは決して許されない人権侵害である」ことを理解させ、内面に深く迫る指導を粘り強く行うとともに、陰湿化・潜在化することのないよう注意深く指導を継続する。
- いじめに係る行為の防止にとどまることなく、友人関係を注視し良好な関係に戻るまで指導を徹底する。

(3) 学校全体で組織的な対応を図る

- いじめの兆候が見られたら、教職員一人で抱え込むことなく、管理職等に速やかに報告し、学校全体で共通理解を図りながら組織的に対応する。

(4) 教育委員会や家庭・地域社会と迅速かつ緊密な連携を図る

- いじめ問題の発生に際しては、事実関係を正確に確認した上で、速やかに教育委員会へ報告・連絡・相談を行うとともに、家庭・地域社会とも緊密に連携して取組を進める。

(5) 深刻ないじめには関係機関とも連携するなど毅然とした指導を行う

- 暴行や恐喝などの犯罪行為等、学校の指導の範囲を超えるいじめについては、教育委員会と連携しながら警察や児童相談所とも連携した対応を行う。
- いじめの状況により、被害児童生徒を守り学校の秩序を保つために、教育委員会と連携し加害児童生徒に対して出席停止等の措置も検討する。

事業や取組

- 井手町いじめ防止対策推進委員会の設置と取組(3)
- 井手町教育委員会いじめ調査委員会の設置(3)
- いじめの相談窓口の設置と取組(1)
- 学期ごとの「いじめ調査」の実施(1)
- 児童生徒が自主的に行う、いじめの防止等のための活動に対する支援(1)
- いじめ防止等のための対策に関する教職員研修の実施(1)

重点目標 4

たくましく健やかな身体をはぐくむ

授業や部活動の充実に努めるとともに、地域の指導者の活用を図り、児童生徒の体力や運動能力の向上を目指す取組を推進する。

また、望ましい生活習慣や食習慣を身に付けさせ、健やかな身体の育成を図る取組を充実する。

(1) 体力の向上

- 「京の子ども元気なからだスタンダード事業」での成果を学校に普及活用し、運動やスポーツに親しませ、体力向上を図る。
- 地域のスポーツ人材を活用し、運動部活動の指導を通して児童生徒の運動能力を高める取組を推進する。

(2) 健やかな身体の育成

- 専門機関との連携による喫煙・飲酒・薬物乱用防止のための啓発指導や食育指導などの取組により児童生徒の身体の健やかな育成を図る。

事業や取組

- 京の子ども元気なからだスタンダード事業の成果の普及と活用(1)
(児童が運動に親しみながら体力向上を図る)
- 運動部活動地域連携再構築事業(1)
(地域のスポーツ指導者の協力を得て運動部活動等の活性化を図る)
- 非行防止教室(2)
(危険な薬物から身を守るための啓発指導を推進するとともに、児童生徒の規範意識の醸成による非行の未然防止に努める)
- 食育指導の推進(2)
(望ましい食習慣を身に付けさせ、地域社会や家庭と連携した指導を推進する)

重点目標 5

人権を尊重し個性や能力を伸ばす

人権尊重を教育活動の基盤に据え、同和教育を人権教育の重要な柱として教育活動全体に位置づけ、人権問題の正しい理解や認識の基礎と人権尊重の実践的態度を培う。

また、一人一人の個性や能力を伸ばすため、多様な教育的ニーズに対応した魅力ある学校づくりを推進する。

(1) 人権教育の推進

- 人権教育を教育活動全体に適切に位置付け、人権尊重の意識を高め、自他の人権を大切にする教育を進めるとともに、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実・向上、進路保障に努める。

(2) 特別支援教育の推進

- 発達障害を含め、様々な障害のある児童生徒の教育的ニーズに的確に対応できる指導体制を確立し、一人一人に応じたきめ細かな指導計画に基づき、学習や生活をよりよくする指導や支援を推進する。

(3) キャリア教育の推進

- 児童生徒一人一人の将来に対する目的意識を高めキャリア教育を通して望ましい職業観や勤労観を身に付け、自らの進路を主体的に切り拓く能力や態度を育成する。

(4) 読書活動の推進

- 読書活動を積極的に推進し、読書を通して豊かに言葉を学び感性を磨き、読解力・思考力・想像力・表現力を養い、より豊かに生きる力をはぐくむとともに、自ら課題解決する力を高める。
- 学校図書館の利用を促進し読書活動を積極的に推進するため、学校図書館司書を学校へ派遣する。

事業や取組

- 教育総合推進地域事業(1)
(学力の向上を目指し教育上の課題について総合的に解決を図る取組を推進する)
- 人権教育の充実(1)
(町人権・同和教育研究会での研究協議や校内研究会を通して、人権教育の研修と取組を充実する)
- 特別支援教育支援員配置事業(2)
(通常学級で特別な支援を必要とする児童生徒への支援の充実を図る)
- 井手町並びに宇治田原町通級指導教室推進事業(2)
(通常学級に在籍する児童で、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために、通級による指導を行い支援の充実を図る)
- 交流や共同学習の充実(2)
(障害の有無に関わらず誰もが共に暮らす社会を目指す「地域学校」や共同学習などを推進する)
- 「もうすぐ1年生」体験入学推進事業(3)
(就学前の子どもを対象に、小学校入学後生活習慣や学習習慣の変化に適応させるための取組を推進する)
- KYO発見 仕事・文化体験活動推進事業(3)
(地域社会での様々な体験活動を通して望ましい職業観、規範意識、コミュニケーション能力等を身に付けさせる)
- 調べる学習地域コンクール事業(4)
(図書や資料等を使い自ら探求し課題を解決する発展的課外学習活動を進め基礎的な知識や技能を活用する力をはぐくむ。全国コンクールにも応募する。)
- 小・中学校への図書館司書の配置(4)
(学校へ図書館司書を配置して学校図書館利用を促進し児童生徒の読書活動を支援する)

重点目標 6

社会の変化に主体的に対応できる力をはぐくむ

社会の変化に主体的に対応し、よりよい社会づくりに貢献できる力をはぐくむ。

(1) 環境教育の推進

- 太陽光発電設備を活かし、環境の保全とエコ社会の構築に向け、児童生徒自らがすすめるよりよい環境づくりへの取組を推進する。

(2) 情報教育の推進

- 情報の取捨選択と活用力を高め、情報機器や情報通信ネットワークを適切に利用する力を育成する。
- 学校と家庭が連携し、情報に関するルール・マナーの徹底を図る。

(3) 国際理解教育の推進

- 全校生徒による国際交流の取組や海外姉妹校への代表生徒派遣を行い、国際理解教育を一層推進する。
- 外国語指導を充実し、コミュニケーション能力の育成を図ることにより、児童生徒にグローバルな社会を生きる力の基礎を培う。

事業や取組

- 学校エコスクール化推進事業(1)
(環境教育プログラムに沿って学習活動を進めるとともに、児童生徒自らが学校や家庭でエコ実践活動を行う取組を推進する)
- 清掃ボランティア活動の推進(1)
(学校周辺など身近な場所での清掃活動などのボランティア活動を行う)
- ICT活用と情報モラル教育の推進(2)
(様々な研修の機会を通して教職員のICT活用力の向上を図るとともに、児童生徒の情報モラルを高める指導に努める)
- 英語指導助手活用事業(3)
(英語指導助手を小・中学校の英語指導で活用する)
- 泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業(3)
(全校生徒による国際交流の取組や姉妹校への代表生徒派遣を行い、その成果を小中学校や町内へ広める)
- 英検チャレンジ推進事業(3)
(実践的な英語力とコミュニケーション能力を高めるため、英語検定受検を促進する)

重点目標 7

学校の教育力の向上を図る

学校の教育力の向上を図り、学びを支える教育環境を充実する。

(1) 特色ある学校づくり

- 児童生徒の学力向上を目的として小・中学校が協力連携して授業や学習支援を工夫改善し、学力向上を一層推進する。
- グローバル社会の進展に対応し、児童生徒に未来への希望と展望を持たせるため、国際交流や海外派遣の取組により、特色ある学校づくりを推進する。
- 学校図書館へ図書館司書を配置し、児童生徒の読書活動を支援し読書意欲を高める。
- 地域の教育力を活かし、地域社会と協働して実践する「まちづくり教育」を推進する。

(2) きめ細かな指導や取組の推進と生徒指導の充実

- きめ細かな指導や取組を充実することで児童生徒が学校で安心して過ごし自己実現を図れるようにするとともに、いじめ・暴力行為・不登校を未然に防止し早期発見・早期対応できるよう総合的に取り組む。

(3) 土曜日を活用した教育の推進

- 土曜日を活用した教育活動を学校の実態に応じて年間指導計画に位置づけて実施し、積極的な授業公開によって地域社会との連携を深めるとともに、学習への意欲を高め基礎学力の定着を図る。

(4) 教員の資質・能力の向上

- 府教委の研修制度を積極的に活用するなど、各種研修の機会を利用し教員自らが資質や指導力を高める。

(5) 体罰を許さない学校づくり

- 体罰は法令に違反し、いかなる理由があっても決して許されない行為であり、何らの教育効果を生む行為でもないことを教職員一人一人が十分認識する。
- 学校は日頃から児童生徒との信頼関係に基づく指導に努め、日常の指導において体罰を容認する体質や土壌がないかを学校組織で点検するとともに、校内研修で体罰根絶の取組を徹底する。

事業や取組

○ジョイント・アップ推進事業(1)

(小・中学校が連携し、学力の充実・向上を目的とした授業改善、個別支援プログラム、学習集団づくりの3つの柱での取組を推進する)

●泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業(1)

(全校生徒による国際交流や姉妹校への代表生徒派遣を行い、その成果を小中学校や町内へ広める)

●小・中学校への図書館司書の配置(1)

(小・中学校へ図書館司書を配置し学校図書館利用を促進し児童生徒の読書活動を支援する)

○心の居場所サポーター活用事業(2)

(心に悩みを持つ児童生徒や不登校傾向のある児童生徒への対応を目的とした相談員を配置し、不登校の未然防止や早期解決を図る。)

○スクールカウンセラー活用事業(2)

(不登校児童生徒への対応のため臨床心理士を配置し教育相談機能の充実を図る)

●非行防止教室の開催(2)

(非行の未然防止と規範意識を醸成するため、京都府警少年サポートセンターによる非行防止教室を開催する)

●京都式少人数教育の推進(2)

(少人数授業や少人数学級編成により、きめ細かな指導を行い学力の充実・向上を図る)

●学習習慣確立支援事業(2)

(学習の困難な様々なケースについてアドバイスする専門家くまなび・生活アドバイザーを配置し、学習習慣や基本的生活習慣の確立のための相談等を実施する)

●個別支援プログラムの作成と活用(2)

(個別支援プログラムを作成し、一人一人の課題に応じたきめ細かい学習支援を行う)

●小・中連携加配による小学校での音楽科指導(2)

(小学校高学年を対象とした中学校教員による授業により児童の学ぶ意欲を高める)

- 授業改善を目的とした校内重点研究の推進(3)
(ジョイント・アップ推進事業による授業改善を推進し学力の充実・向上を図る)
- 「単位制履修制度」の計画的受講の推進(3)
(教員のライフステージに応じた必要な研修を受講する府教委研修制度を活用し計画的に受講する)
- 土曜日を活用した教育の在り方実践研究事業(3)
(土曜日を活用して授業や行事を行い、児童生徒の学力を高めるとともに、学校と地域社会との連携した取組の強化を図る)

重点目標 8

安心・安全で充実した教育環境を整備する

児童生徒が安心・安全で充実した学校生活を送れるよう教育環境を整備する。

(1) 安心・安全な教育環境

- 児童生徒が安心して通学や学校生活ができるよう、保護者・地域住民との緊密な連携のもとに子どもの見守りや安全指導を行う。

(2) 施設・設備や備品の整備と安全点検・安全指導の徹底

- 児童生徒が安心・安全で充実した学校生活を送れるよう施設・設備や備品を整備する。
- 学校内外での事故を防止するため、施設・設備や備品の安全点検と安全指導を徹底する。

事業や取組

- 子ども見守り隊活動支援事業(1)
(子どもの通学途上や帰宅後の安全を見守る活動を行う協力団体との連携指導)
- 施設・設備や備品の整備・充実(3)
(児童生徒が安心・安全で充実した学校生活や学習活動ができるよう教育環境を整備する)
- 計画的な施設・設備や備品の安全点検と安全指導の徹底(3)
(施設・設備や備品の安全点検を行い、学校内外での安全指導を徹底し事故防止に努める)

<参考>

- 小・中学校耐震補強(平成19年度完了)
- 小・中学校普通教室空調設備(平成21年度完了)
- 小・中学校太陽光発電設備(平成21年度完了)

学校教育関係の主な事業・取組

1 ジョイント・アップ推進事業

(1) 本事業の目的

本町のジョイント・アップ推進事業は、平成18・19年度に京都府教育委員会の指定を受けたジョイント・アップ研究開発事業に始まり、研究期間終了後も指定を受けた町内3小中学校が連携し、児童生徒の学力向上を目的として今日まで様々な取組を展開してきている。

本年度は、研究主題を「学力向上を目指す井手町方程式の確立」として取組を進めている。

(2) 研究組織と研究方針

これまでに様々な取組を進めながらより効果的な取組方法を追求し、現在は3専門部会を設け、小中学校が協同し9年間を見通した「質の高い学力」の育成を図っている。

(ア) 授業改善部会

習熟型の授業をつくり出すための井手町授業方程式の確立と獲得した知識・技能を定着させるためのスパイラル学習の推進

(イ) 個別支援部会

個別支援プログラムによる基礎学力の定着と学習サイクルの確立

(ウ) 学習集団部会

共生・共助を基盤に、学び合い高め合える学習集団の育成

(3) 合同授業研究会と研修会

(ア) 年間3回実施する合同授業研究会では、授業公開を行い、小中学校の全教員で学力向上のための研究を推進している。

(イ) 夏季研修会では学力向上推進上の諸課題に焦点化した研究を進めている。

2 泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業

(1) 事業目的

- (ア) 姉妹校との交流を通して、語学力の向上と異文化への理解を深めるとともに、自国や自分の故郷の文化を理解するなど、国際的な視野を持った生徒を育成する。
- (イ) 日常的に姉妹校との学校間交流を推進し、泉ヶ丘中学校の国際理解教育の一層の活性化を図る。
- (ウ) 「まちづくり教育」の一環として位置づけ、将来の本町を担う豊かな国際感覚を身に付けた生徒を育成する。

(2) 姉妹校の概要

- (ア) 所在地 オーストラリア メイトランド市
- (イ) 学校名 オールセイント・カレッジ・セイント・ジョセフ・キャンパス
- (ウ) 学校概要 学校創立から約 130 年の歴史を有する伝統のあるカトリック系の学校。
12 歳～15 歳（中 1～高 1）までの生徒約 700 名が在籍

(3) 国際交流の取組

- (ア) 平成 24 年度：姉妹校との盟約書調印など派遣に向けた事前準備
- (イ) 平成 25 年度：泉ヶ丘中学校生徒の海外派遣
- (ウ) 平成 26 年度：姉妹校生徒の受け入れ
(以後、派遣と受け入れを隔年で実施)

日常的に姉妹校との間で全校生徒による手紙の交換、DVD や写真による学校行事等の紹介などを行い、国際理解教育の推進を図る。

(4) 海外派遣事業

- (ア) 派遣期間・生徒数・活動内容
 - ① 派遣期間は夏季休業中の 10 日間程度、派遣年度に在籍する生徒を対象とし 10 名以内を代表として派遣する。
 - ② 現地滞在中はホームステイ、姉妹校での通常授業や学校行事等へ参加する。
 - ③ 事業終了後、派遣生徒は校内及び小学校、町行事などでその成果を普及する。
- (イ) 費用等
海外派遣に要する費用は井手町が設置する「井手町中学生夢・未来支援国際交流基金条例」に基づき、予算の範囲内において井手町が負担する。但し、旅券や入国査証等の交付手数料など個人の用に供する費用は除く。

(5) 姉妹校生徒の受け入れ

- (ア) 受け入れ期間・生徒数・活動内容
 - ① 9 月中旬の 10 日間程度、10 名以内の姉妹校生徒を受け入れる。
 - ② 本校在籍生徒の家庭からホームステイ先を募集し、家族全体で交流を図る。
 - ③ 通常授業や特別行事での交流により、語学力の向上や異文化への理解を深める。

3 調べる学習地域コンクール事業

(1) 主催

井手町教育委員会

(2) 共催

井手町学校図書館ネットワーク会議

(3) 後援

公益財団法人 図書館振興財団

(4) 事業目的

図書館資料をはじめ様々な情報を活用した調べる学習を通じて、児童生徒自らが考え、判断し、表現する力をはぐくむ。また、その活動の中で応募された作品を評価し、図書館利用の促進と調べる学習の普及を図る。

(5) 作品応募対象

井手町内在住・在学の小・中学校の児童・生徒及び保護者

(6) 各賞

(ア) 町 長 賞 (小学生の部／低・中・高学年、中学生の部)

(イ) 教 育 長 賞 (小学生の部／低・中・高学年、中学生の部)

(ウ) 審査委員長賞 (小学生の部／低・中・高学年、中学生の部)

(7) 参加賞

応募者全員に参加賞を贈呈

(8) 表彰

応募の啓発と入賞作品の顕彰のため、「井手町調べる学習コンクール」での入賞作品は、毎年実施される井手町文化祭で各賞の表彰を行う。

(9) 全国コンクールへの応募及び応募作品等の扱い

(ア) 「井手町調べる学習コンクール」で入賞した作品の中から優秀作品を、「図書館を使った調べる学習コンクール」(全国コンクール)の二次審査に出品する。

(イ) 「全国コンクール」で入賞した作品の著作権は、図書館振興財団に帰属する。

4 子ども見守り隊活動支援事業

(1) 事業目的

京都府が実施する「子ども・地域の安心・安全活動支援事業」を受け、自分たちの地域は自分たちで守ろうという決意のもと、自発的に一致協力して行う「子ども見守り隊啓発活動」などの地域防犯活動を促進し、子ども達はもとより、府民だれもが安心して安全に暮らすことのできる地域づくりを目指す。

(2) 井手町子ども見守り隊加入者

井手町の子ども見守り隊は、井手地区と多賀地区でそれぞれ組織され、井手町全体では約 390 名の参加者のもとで活動を実施している。

(3) 見守り隊活動内容

(ア) 青色パトロールカー巡回活動

(イ) 登下校時パトロール活動

(ウ) 京都府警察音楽隊、京都府警察平安騎馬隊、京都府警察カラーガード隊等の招聘

(エ) 見守り隊活動啓発用のぼり旗設置

通学区域の指定

井手町内に在住する児童生徒の通学する学校は、住居地により次のように指定されている。

(1) 井手小学校

大字井手全域（但し、小字平山を除く）

大字田村新田全域（但し、5年生以上）

(2) 井手小学校有王分校

大字田村新田全域（但し、1年生から4年生まで）

(3) 多賀小学校

大字多賀全域

大字井手小字平山

(4) 泉ヶ丘中学校

井手町内全域